

平成24年（不）第36号 神奈川フィルハーモニー管弦楽団事件

申立人 神奈川県公務公共一般労働組合

被申立人 財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団

陳述要旨

平成25年1月28日

神奈川県労働委員会 御中

申立人代理人 弁護士 田渕 大輔

- 1 申立人は、被申立人が布施木憲次及び杉本正に対して行った平成24年4月11日付の解雇が不当労働行為にあたるとして不当労働行為救済の申立を行った。

被申立人は、現在、公益法人への移行を目指して、債務の削減を進めているが、被申立人の現在の理事らは、被申立人が債務を抱えるようになった原因について、過去の理事らが労働組合の要求に従って人件費を引き上げたことが問題であると述べてはばからない。そればかりか、申立人との団体交渉の中でも、申立人について「30年以上前の組合」、「信頼関係なんかどこにもない」と述べ、多数派組合である音楽家ユニオンと少数派組合である申立人が併存する状況についても、「正直、1つになって欲しいと思う」「いいじゃない。ユニオンのでいいじゃない。いっぱい組合員もいるんだから。」などと、少数派組合である申立人を軽視する発言を繰り返してきた。

被申立人は、単に少数派組合である申立人を軽視する発言を繰り返しただけでなく、現に、65歳定年制の導入や60歳以降の給与の4割削減、勤続年数別賃金表に基づいた昇給の見送りなど、重要な労働条件について、多数派組合との団体交渉と合意だけで、申立人とは団体交渉を行わないまま、労働条件の切り下げを強行しており、少数派組合である申立人の団結権や団体交渉権を軽視、侵害する姿勢を貫いてきた。

そのため、申立人と被申立人との関係は、平成22年、平成23年と2年続けて、神奈川県労働委員会におけるあっせん手続（神労委調第22-17号、同23-12号）が行われるという不正常な労使関係に陥っており、そのような不正常な労使関係が正常化されることのないまま、今度は申立人の副委員長及び執行委員であり、被申立人との事務折衝の担当者でもある布施木憲次及び杉本正に対して、解雇が行われたのである。

2 ところで、布施木憲次、及び、杉本正に対する解雇の理由として、被申立人は、それぞれ4つの理由を挙げている。この内、両名に共通する理由として、「演奏技術が著しく低く、それについて指揮者から指摘を受けていること」、「演奏中や練習における態度がきわめて悪いこと」、「度重なる事情聴取等呼び出し、始末書の提出等の要請について、応じなかったこと」の3つが挙げられ、布施木憲次に対する解雇理由として沖縄公演における発言が、杉本正に対する解雇理由として、黒木氏の退団の問題が挙げられている。

以上の解雇理由の内、演奏技術や態度の点についてであるが、布施木憲次及び杉本正は、いずれも約30年間、神奈川フィルにおいてコントラバス奏者として、多くの演奏に参加してきた。2人の演奏技術や態度に、解雇に匹敵する程の重大な問題があったというのであれば、過去30年の間に数多くの演奏会に参加する中で、指揮者や他の演奏家、さらには演奏会の観客から、2人の演奏技術や態度に関する具体的な問題点の指摘があつて然るべきである。しかし、実際には、そのような具体的な問題点の指摘がなされることは無く、ましてや、演奏技術や態度を理由とした処分が行われたことなど皆無であった。

ところが、平成21年に布施木憲次及び杉本正も参加して申立人の神奈川フィル分会が公然化されると、平成22年5月の演奏会において、両名を含めた6名の演奏家に対し、指揮者からの意向を考慮し、楽団の信用が著しく損傷することを避けるためとして、被申立人からは出演停止が命じられた。しかも、出演停止

を命じられた6名の演奏家は、全員が申立人の組合員だったのである。そればかりか、平成22年5月の演奏会について、布施木憲次及び杉本正と同時に出演停止を命じられた別のコントラバス奏者は、申立人を脱退すると、その後、反省しているからという理由で出演停止を解除されている。このように、指揮者からの要請であるとして行われた出演停止命令の実態は、露骨な組合攻撃の一環なのである。

そのことを裏付けるように、6名の組合員について、演奏から外れることを求めたとされている指揮者が、6名の組合員に対し、直接・間接を問わず、演奏や態度の問題点を具体的に指摘したことはない。申立人は、繰り返し、6名の組合員について出演停止を命じられる程の重大な問題があったというのであれば、問題点を具体的に示すか、指揮者から直接、問題点について指摘を受ける機会を設けるよう被申立人に対して求めてきたが、具体的に問題点が示されることもなく、問題点について指揮者から指摘を受ける機会が設けられることもないまま、解雇は強行されたのである。他方で、布施木憲次及び杉本正は、最初に出演停止を命じられた平成22年5月以降も、出演停止を命じられた演奏会以外の演奏には参加し続けたが、両名が演奏に参加したことで、何らかの問題が生じたということとは一度としてなかったのである。

このように、布施木憲次及び杉本正に対する出演停止命令、そして、今回の解雇は、指揮者の意向に名を借りた、被申立人による申立人への露骨な攻撃の一環に他ならない。

- 3 布施木憲次及び杉本正に対する個別の解雇理由として挙げられている事由の内、布施木憲次に対する解雇理由は、演奏で使用する楽器が届かないという緊急事態の下、被申立人から状況説明が全くなされなかったことから、状況の説明を求めたものである。当時、布施木憲次の言動について、問題があるとして山内中学校の関係者や事業の発注者である文化庁から抗議などを受けたことはなく、布施木

憲次の言動を理由として、翌年以降の文化庁事業を、被申立人が受けられなくなったということもない。そのため、平成21年の時点において、布施木憲次に対し、山内中学校での出来事に関する被申立人からの呼出に応じなかったという理由で「戒告」は行われているが、翌平成22年になり、布施木憲次は申立人の役員同席の上で、被申立人の呼出にも応じている。最後まで、布施木憲次の山内中学校での言動そのものを理由として処分が行われることはなかった。なお、布施木憲次は、平成22年以降も同じ文化庁事業に参加しているが、布施木憲次が参加することで問題が起きたことはなかった。

また、杉本正が、当時のコントラバスの首席奏者の1人であった黒木氏を退団に追い込んだとされている件については、平成20年の時点で、被申立人によって、コントラバス奏者を中心とした事情聴取が行われ、その結果、黒木氏の退団の理由とされた精神的ダメージの原因について、明確なる答えを得るには至らなかったとの結論が出されていたのである。その後、この結論を覆すような新たな事実関係が確認されたわけでもない。それにもかかわらず、被申立人は、平成24年になって、この黒木氏の退団の問題までも、杉本正に責任があるとして、解雇理由として持ち出して来たのである。

- 4 このように、被申立人による布施木憲次及び杉本正に対する解雇は、正当な理由を欠き、不当労働行為にもあたる、違法・無効な解雇である。それにもかかわらず、横浜地裁は、仮処分手続においてではあるが、解雇を相当であるとの判断を示している。

しかしながら、横浜地裁の決定は、申立人の提出した証拠を一切無視し、被申立人の提出した証拠に全面的に依拠して行われた不当な判断である。一例を挙げるなら、布施木憲次及び杉本正の演奏技術や態度に問題があると指摘したとされている2名の指揮者の内、1名の指揮者については指揮者本人の陳述書などの直接的な証拠は一切提出されておらず、もう1名の指揮者の作成に係る文書もA4

・ 1 枚の簡素なもので、演奏技術や態度に関する具体的な問題点の指摘は一切ない。また、杉本正の解雇理由とされている黒木氏の退団についても、黒木氏本人の陳述書などの直接的な証拠は一切提出されていない。平成 21 年の時点で、被申立人自身が作成した文書によって、黒木氏退団の理由とされた精神的ダメージの原因について、明確なる答えを得るに至らなかったとされているにもかかわらず、被申立人の理事や楽団員の陳述書だけで、黒木氏退団の原因が杉本正にあったと断定しているのである。

他方、布施木憲次及び杉本正からは、両名の演奏技術や態度に問題が無いことについて、神奈川フィルの元コンサートマスターや、同僚のチェロ奏者からの陳述書を提出した。しかし、横浜地裁の決定では、布施木憲次及び杉本正が提出した証拠については、一切、論評すらされていないのである。

横浜地裁の仮処分手続における決定は、以上のように、独断と偏見に満ちたものであり、即時抗告手続、あるいは、訴訟手続によって、裁判所においても、被申立人による解雇の不当性は必ず認められるものと確信している。

5 先にも述べたように、被申立人による布施木憲次及び杉本正に対する解雇は、申立人を軽視し、申立人の団結権や団体交渉権を軽視・侵害した上で行われたものであって、露骨な申立人攻撃の一環である。

そのため、本労働委員会においても、被申立人による解雇は、不当労働行為にあたるとして、救済命令が発せられなくてはならず、申立人は今後の手続を通じて、被申立人による解雇に理由が無いこと、被申立人による解雇が不当労働行為にあたることを、より明確にしていく所存である。

以上